

ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、ふれあいいきいきサロン（以下「サロン」という。）を円滑かつ効果的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 サロンは、地域で生活している高齢者等の利用者と住民（ボランティア等）が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げまた、地域の介護予防の拠点として心身機能の維持向上を図り、以って地域福祉の増進に資することを目的とする。

(運 営)

第3条 サロンは、小地域（概ね大字等の範囲）の住民で組織されたグループや団体（以下「小地域の団体等」という。）が主体となり運営し、社協は事務的支援等を行う。

(活動内容)

第4条 サロン活動のメニューは各サロンが主体となって決定する。

(規 模)

第5条 サロンは、利用者及びボランティアが概ね10名～15名程度が望ましい。

(開催回数等)

第6条 サロンの開催回数と箇所数、開催時間は、サロンごとに計画的に調整するものとする。

(開催場所)

第7条 サロンの開催場所は、公民館、集会所、空き店舗、空き家、神社仏閣、公園等活動メニューに応じて有効な場所を活用するものとする。

(参加者)

第8条 サロン活動の主体となる参加者は、地域に居住する高齢者、障害者及びサロン活動に係るボランティア並びにその他趣旨に賛同し協力する者が気軽に参加できるものとする。

(代表者)

第9条 小地域の団体等及び社協等関係団体との円滑な連携・協働を図るためサロンに代表者1名を置く。

(ボランティアの派遣)

第10条 サロン活動をより円滑に進めるためにボランティアをサロンに派遣することができる。

2 ボランティアのサロンへの派遣は、サロン代表者の申し出に基づきその都度社協が調整、決定する。

(講師の派遣)

第11条 サロンは、参加者に専門的な介護予防や健康・生きがいづくり等のメニューを提供し、より有効なサロン活動を展開するため社協に講師の派遣を依頼できる。

(助成金)

第12条 社協は新規のサロンを設置するために必要な備品購入等の初年度運営金50,000円を助成する。

- 2 助成を受けようとする小地域の団体等は「ふれあい・いきいきサロン備品等初年度運営金申請書兼請求書」（様式第2号）及び「ふれあい・いきいきサロン備品等初年度運営費用報告書」（様式第3号）を会長に提出するものとする。
- 3 会長は、助成金の請求があったとき、申請後1ヶ月以内に助成する。

(必要経費)

第13条 サロンを運営するための必要経費をサロンの参加人数に応じて支払うことができる。

10名以下……年額10,000円を限度
11～20名…年額20,000円を限度
21名以上……年額30,000円を限度
ただし、活動期間が6ヶ月以下の場合それぞれ半額とする。

- 2 支払われる必要経費は次ぎのとおりとする。

- (ア) お茶代
- (イ) 写真代
- (ウ) 手芸、菓子づくり等の原材料費
- (エ) 接待費（演芸協力者等への接待賄）
- (オ) 会場借り上げ料（大字への使用料、謝礼）
- (カ) その他、会長が認めるもの

- 3 町外行事参加のための車の借り上げ料は1回1,000円とする。

(会費等)

第14条 サロンの会費は、参加者が協議し決定するものとする。ただし、特別な活動メニュー提供のための費用（入場料や拝観料等）や食糧費等（食事代等）については原則として実費を参加者が負担するものとする。

(経理等)

第15条 サロンは、事業にかかる収入及び支出について、他の帳簿と区分して経理し、その関係を明らかにした書類を作成しなければならない。

(実施・変更・廃止申請)

第16条 サロンを実施・変更しようとする小地域の団体等は、「ふれあい・いきいきサロン設置登録カード」（様式第1号）を社協に提出するものとする。

(報告書等の提出)

第17条 サロンは、ふれあい・いきいきサロン開催報告書（様式第4号）及びふれあい・いきいきサロン会計報告書（様式第5号）を社協に提出するものとする。

(支給決定の取消)

第18条 サロンの経費を他の用途へ使用する等そのサロンに関して経費の支給決定の内容及びこれに付した条件を充たさないときは、経費の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(必要経費の返還)

第19条 サロンにかかる経費の支給決定を取り消した場合は、サロンの当該取消に係る部分に関する経費を速やかに返還するものとする。

(保険)

第20条 サロンの運営に関するスタッフ及び参加者等は、参加者登録名簿に基づき社協が一括加入し活動中の事故に対しその範囲内で補償するものとする。

(個人情報の保護)

第21条 サロンの事業にかかる事務を処理するための個人情報の取扱いについては厳守しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議する。

付 則

この要綱は平成19年7月20日から施行する。

付 則

この要綱は平成23年4月28日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年6月29日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年9月20日から施行する。

付 則

この要綱は平成26年6月5日から施行する。

様式第1号

ふれあい・いきいきサロン設置登録カード

受付日：平成 年 月 日

サロンド名			
設置日			
代表者氏名	〒 《住所》神川町大字 《氏名》 《電話》 《携帯》 《FAX》 《E-mail》		
副代表者	〒 《住所》神川町大字 《氏名》 《電話》 《携帯》 《FAX》 《E-mail》		
開催場所	〒 《住所》 《電話》		
活動内容		会費	円
開催日	ひと月あたり	回	第曜日
時間	午前・午後	時～時	午前・午後
参加可能人数	スタッフ 参加者	名 名	計
備考 (活動PR等)			

様式第2号

ふれあい・いきいきサロン備品等初年度運営金申請書兼請求書

平成 年 月 日

社会福祉法人
神川町社会福祉協議会会长 様

サロン名
住 所
代表者名 印

ふれあい・いきいきサロン開始のため、備品購入等初年度運営に要する助成金の交付を申請します。

品 名	価 格	備 考
	円	
合 計	円	

受付日・受付者

様式第3号

ふれあい・いきいきサロン備品等初年度運営費用報告書

平成 年 月 日

社会福祉法人
神川町社会福祉協議会会长 様

サロン名 _____
住 所 _____
代表者名 _____ 印 _____

ふれあい・いきいきサロン開始のため、備品購入等初年度運営に要した費用を次ぎのとおり報告します。

品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
	円		円	
合 計 金 額			円	

差引残金＝請求額（備品等初年度運営金）－合計金額＝_____ 円
※領収書と差引残金と一緒にご提出ください。

様式第4号

平成 年度ふれあい・いきいきサロン開催報告書

平成 年 月 日

社会福祉法人
神川町社会福祉協議会会长 様

サロン名
住 所
代表者名

開催日	時間	高齢者数	スタッフ数	活動内容
合 計	開催回数 回	人	人	

様式第5号

平成 年度ふれあい・いきいきサロン会計報告書

平成 年 月 日

社会福祉法人
神川町社会福祉協議会会长 様

サロン名
住 所
代表者名

ふれあい・いきいきサロンで要した経費を次ぎのとおり報告します。

品 名	価 格	備 考
	円	
合 計	円	

※領収書と一緒にご提出ください。 (助成金分)

様式第6号

ふれあい・いきいきサロン運営助成金申請書兼請求書

平成 年 月 日

社会福祉法人
神川町社会福祉協議会会长 様

サロン名
住 所
代表者名 印

ふれあい・いきいきサロン運営に要する助成金の交付を申請します。

平成 年度ふれあい・いきいきサロン運営助成金

金額 円

受付日・受付者